

なくそう！ 身近な金融トラブル！

お金は、皆さん的生活を豊かにする大切なツールの一つと言えます。それだけに、そんな大切なお金を騙されてしまったり、また、ちょっとした借金の返済のために、自分の财力以上の借金を更に重ねてしまったり…。そんなトラブルを少しでも未然に防ぐためには、ちょっとした知識も必要です。

電話等を通じて「儲かります」などと書いてお金を騙し取る「投資詐欺」の被害が後を絶ちません。一時期の「オレオレ詐欺」よりも複雑化し、手口が多様化、巧妙化しています。

近年増えているのは、複数業者が登場する「劇場型」です。例えば、こんなケース――

① 「最近業績が急上昇している会社（A社）があり、証券取引所への上場も確定。当社の株を買わなければ」と勧誘。

その時点では、電話を受けた本人も「怪しい」と疑っていたところ…

② その後、タイミングよく「A社の業績が急上昇しており、当社の株を持っていたら高値で買うので売つてほしい」と別の業者から連絡。

①だけでは信用できなかつた話でも、②の連絡で事実だと思い込み、A社の株を買ったものの、その後、②の業者

お金は、皆さん的生活を豊かにする大切なツールの一つと言えます。それだけに、そんな大切なお金を騙されてしまったり、また、ちょっとした借金の返済のために、自分の财力以上の借金を更に重ねてしまったり…。そんなトラブルを少しでも未然に防ぐためには、ちょっとした知識も必要です。

未公開株や社債の販売ができるのは、登録を受けた証券会社と未公開株や社債の発行会社だけです。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性が高いです。

と連絡が取れなくなってしまった…。結局、高額のお金を使い取られてしまいました。

①の業者と②の業者が裏で共謀し、投資者を信頼させ未公開株を購入させる手口です。

さらには、金融庁や財務省、財務局等、公的機関をかたる者から連絡があり、被害回復などをうたい金額を騙しとするケースもあります。

最近は、財務省職員をかたり、「『詐欺被害者支援対策金』を支給するので、手続きしてください」との連絡をし、その後に申請用紙をFAXする事例が増えています（その申請用紙は、財務省とは異なる住所、電話番号、実在しない課名が書かれています）。



「儲け話」などを持ち込む投資詐欺には、次の点に注意しましょう。

①「私だけは大丈夫」と思わない。

②電話勧誘等にはすぐに応じない。「話がうますぎる。」「商品の内容がよく分からぬ。」など少しでも不審に思つたら、必ず自分だけで判断せず、家族や公的機関に相談してください。

③公的機関や警察に相談する。

悪質な業者が接觸してくる場合は電話を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしい」という「代理購入型」、過去に未公開株の購入で被害を受けた人に「過去に購入した株を買い取ってください」と電話をかけ、その条件として別の未公開株等の購入や手数料の支払いを求める「被害回復型」などのケースがあります。

2 金融被害の未然防止

話番号などが「名簿」になつて悪質な業者に出回っていることが考えられます。

お金を振り込まないと、「裁判に訴える」「家に取りに行く」となどと脅すケースもあります。速やかに当局や金融庁、最寄りの消費生活センター及び最寄りの警察署・交番まで、相談してください。

【当局・金融庁の連絡先】
沖縄総合事務局財務部金融監督課
(平日9時～17時)
☎ 098-866-10095
金融庁 金融サービス利用者相談室
(平日10時～17時)
☎ 0570-016811
(IP電話、PHSからは
03-5251-6811)

3 多重債務問題について
財務部では、消費者金融(ローン)やクレジットの多用により、借金が雪だるま式に増えてしまう「多重債務」に陥った方の相談を受け付けています。財務部で受けた相談の一例を紹介します。

(相談)

相談者は、ATM機に備え置きの相談窓口案内のリーフレットを見て、夫婦で来所。外国人の夫は、妻の地元である沖縄に近年引っ越ししてきたが、なかなか仕

事に就けず、夫婦合わせて5種類、総額約115万円の借入をしていました。

その後、夫は沖縄で仕事も見つかり、少しずつではあるが生活の目途もついてきた。夫婦の借金を金融機関からの借入で一つにまとめられないか相談しても「勤続年数が足りない」と断られた。別に支払い軽減の方策はないものか。

(当局からの助言)

借入の内訳を聞いたところ、借入の約半分を占めている某金融会社の借入について、借入当初の金利が25%以上あつたことが分かりました。

借入は7年前。当時は「グレートレーン金利」といって、利息制限法上の金利(15%～20%)以上で貸し付けても、出資法上の上限金利であつた29.2%以下であれば、貸金業者は、一定条件下、この間の金利で貸し付け、返済を受けることが認められていたのですが、裁判の判決や法律の改正により、多くの業者の貸付について、この間の金利が有効と認められなくなりました。

この相談者のケースについても、当時の利息が有効と認められず、本来の利息との差額(過払金)が生じる可能性があるので、調停委員が間に入つて借金の整理を行う「特定調停制度※」を利用してみてはどうかと勧めました。また、特定調停において、利息が20%以内となつていている債務についても、利息カットを含む返済条件の変更を目指すことができることも伝えました。

間に裁判所から選任された調停委員が入つて、借金の整理をしていく制度(所管：簡易裁判所)。

4 多重債務に陥らないための4つの質問

多重債務に陥らないために、まず容易に返済のための借金をしてはいけません。それは多重債務の始まりです。ローンやクレジットを利用する際、次の4つの質問を自分に問い合わせてください。

① それは本当に必要なお金(もの)ですか?

買うのを少し我慢して数日経つてみると、欲しかったことさえも忘れていたという経験ありませんか?

② 今すぐ必要なお金(もの)ですか?

それは、次の給料日まで待てない買物ですか?

③ 金利はどのくらい?

例えば、100万円借りて毎月2万5千円返済する場合の金利を合わせた返済額と返済期間は、

連絡先はこちら
沖縄総合事務局財務部
多重債務相談窓口
(平日9時～17時)
☎ 098-866-15070

年利5%..110万円(3年8か月)
年利15%..139万円(4年8か月)
毎月の返済額は同じでも、金利が高いほど返済の負担は重くなり、また、返済に要する期間も長くなります。

④ 自分の収入で、きちんと返済していけますか?

左側に、自分の1ヶ月の収入を書き、右側に、1ヶ月の固定経費(光熱費、既定ローン等)、支払予定額を書いてみましょう。収入を超えた支出になつていませんか?

5 多重債務問題に対する当局の取組

① 「多重債務相談窓口」

前述のとおり、財務部では多重債務の早期解決に向け、無料の相談窓口を設けています。「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてないでお電話を。

財務部では、投資詐欺などの金融被害や多重債務に陥らないために、担当者や専門の相談員が沖縄県内の学校や団体等に出向き、皆さんへ金融トラブルの具体的な事例を紹介し、防止するための注意等を呼びかけています。

興味を持たれた方は、ぜひ御連絡ください。



「県内の高校での多重債務に関する出前講座」